

イギリス福祉国家とスポーツ政策

はじめに

日本では、二〇〇〇年九月に文部省から出された「スポーツ振興基本計画」の目玉である「総合型地域スポーツクラブ」の推進を前後して、スポーツの公共性が議論され始めている。しかし、ここでは八九年に筆者が提起した「スポーツの権利・公共性」論⁽¹⁾とその包含する権利内容の内、一つは権利性抜き⁽²⁾の傾向と、もう一つは施設建設要求の未だ曖昧な「クラブの権利性」の主張がある。更に九〇年辺りから競技スポーツの公共性が国家援助との関連で主張され始めたが、ここに来て、生涯スポーツでも公共性が主張され始めたことは、長い間、アマチュアリズムの個人主義的イデオロギーに染められてきた歴史からすれば、ス

内 海 和 雄

ポーツ論、スポーツ政策論の上では一つの転機である。しかし、公共性にも「上から」と「下から」のものがあ
り、権利性と関わった公共性の議論は歴史的には「下から」の議論として設定されたが、総合型地域スポーツクラブ推進の現在の「上から」の組織状況は新たな地域統合の方法としての傾向も伺え、この間の公共性の議論がその一つの論拠とされる可能性は否定できない。

こうした議論は、既にイギリスにおいても進行しつつある。つまり、六〇〜七五年の福祉国家の熟年期（クリストファー・ピアソン⁽³⁾）に遅ればせながら福祉の一環として位置を占め始めたスポーツが、八〇年代のサッチャリズム以降の新自由主義による市場化の下で大きな「転換期」にある。「スポーツそれ自体の公共性論」あるいは「福祉国家

論」の議論ではないが、スポーツ提供の主体は公共機関か私企業かという、公共と市場との関連で問われており、それは当然にして、福祉国家の評価に直結する議論となっている。従って、本稿ではイギリスの福祉国家論とその中でスポーツ論争を概観し、そこで欠けている実証を加えながら、私も論争に参加しようと思う。

(1) 内海和雄「スポーツの公共性と主体形成」不味堂出版、一九八九年。

(2) 松尾哲矢「スポーツの公共性とその生成」『体育の科学』二〇〇〇年五月号、菊幸一「体育社会学からみた体育・スポーツの『公共性』をめぐるビジョン」『体育の科学』二〇〇一年一月号等。両者共に、公共性には触れるが「権利」には一切触れていない。また水上博司「体育・スポーツの『公共性』をめぐる二十一世紀ビジョン」地域スポーツの側面から(第五二回日本体育学会体育社会学専門分科会シンポジウム、北海道大学、二〇〇一年九月二六日)はスポーツの公共性を「クラブの権利性」との接点で論じようとしている。従来のスポーツ権と水上の言う「クラブの権利性」との内容の接点、例えば自治体への施設要求の権利性などの位置づけ

は未だ不明であるが、公共性と権利性を結合して検討しようとしている点は前者と異なり、より積極性を有しているといえよう。

(3) クリストファー・ピアソン「曲がり角に来た福祉国家」未来社、一九九六年。

一 スポーツをめぐる論争―福祉か市場か―

フレッド・コルターは九八年に次のように述べた。つまり、多くのスポーツ・レジャーの論調が「公共のレジャー提供は社会的市民権の中心的な構成要素であると見なし、現代レジャーの主要な側面である商業的特質の多くを無視するような規範的市民権パラダイムを採用している。これはレジャー経験の特質に関わる諸問題を軽く見る結果⁽¹⁾」をもたらし、「市民権のない福祉を提供したり、あるいは市民権の内実として公共レジャー施設の役割を過剰に強調するような危険性を犯している」。したがって、「必要なことは消費者権限の諸問題とレジャー分野の混合経済の中で公共と商業の役割の変化する関係の探求である」と。こうして、コルターは「規範的市民権」「市民権と公共価値財(merit goods)」「レクリエーション的福祉と

市民権」等の項目で理論上の検討を行い、混合経済の重要性を強調した。

これに対し、ジェンダー論者であるローズマリー・デイムは伝統的な公共性論を代表する形で、コールターの提起は新自由主義者、市場論者であり、福祉の崩壊へ導くものだと規定した。⁽²⁾

そしてそれに対してコールターは具体的に議論するよう反批判を行った。⁽³⁾が、この点で言えば、コールターも実証的に反論しておらず、もつと実証的であるべきである。

この論争と平行して同誌上でスポーツ政策の公的責任を旺盛に展開しているラベンスクロフト(レディング大学土地行政研究者)も組上に挙げておきたい。彼はマンズロウの要求モデル(一九七〇年)を活用しながらスポーツ・フォー・オール⁽⁴⁾の目的を要求の高程度の五段階に分類して、識別している。つまり、低位である健康保障、市民権の実現のための施設は社会の基盤として公共機関が提供し、それ以上のより高い満足度を要求する内容については市場が提供する。前者は健康のためのトレーニング施設、自転車トラックそしてスイミングプールの提供等である。八〇年代のサッチャリズムの下で、民族的少数者、女性、低所得

層、障害者等のスポーツ・レジャーは市場化とは両立できず、「レジャー獲得者」と「レジャー喪失者」の分離、貧富の格差拡大がおきて、スポーツ・フォー・オール政策は低水準に対応したものとなった。一方、サッチャリズムは政府のスポーツ提供を福祉から社会統制へシフトさせた、というのが彼の主張である。そして、レディング市(労働党主導の自治体)でのケーススタディを元に、市場化を導入せざるを得ない政治的力関係の下で、低階層への特別な価格設定やプログラム設定によって、福祉オリエンティテッドにすることが出来ると述べ、自治体業務の新自由主義的方法の一つである強制競争入札(CCT)下でも福祉主義は可能であるとした。⁽⁶⁾

以上の三者の議論は、イギリス福祉国家の直接的な評価ではないが、サッチャリズム以後の引き続く福祉削減、市場化の中で、スポーツを広義の福祉の一環として位置付けた場合に、福祉国家それ自体の評価を内包せざるを得ない論理を持っている。従って、次いでイギリス福祉国家論を概観する。

(1) Coalter, Fred, 'Leisure studies, leisure policy and

social citizenship: failure of welfare or the limits of welfare?, *Leisure Studies*, Vol.17, No.1, E & F.M. Spoun, 1998. 日本のスポーツ政策論では八〇年代以降の新自由主義的傾向が強くなる中で、コルターの指摘するイギリスの現状と全く反対に権利論、公共性論を論じていることは殆ど無くなった。冒頭に述べたように「ここ」に来て少し論じられ始めた。日本の後進性であることは考えぬ。

(c) Deem, Rosemary, 'How do we get out of the ghetto? Strategies for research on gender and leisure for the twenty-first century', *Leisure Studies*, Vol.18, No.3, July 1999.

(c) Coalter, Fred, 'Public and commercial leisure provision: active citizens and passive consumers?', *Leisure Studies*, Vol.19, No.3, July 2000.

(4) Ravenscroft, Neil, 'The future role of the public sector in the provision of leisure facilities in Britain', *Leisure in the 1990s: Rolling Back the Welfare State*, Edited by John Sugden and Colin Knox. Leisure Studies Association, March, 1992.

(5) Ravenscroft, Neil, 'Public leisure provision and the good citizen', *Leisure Studies*, No.12, (1), 33-44, E & F.M. Spoun, 1993.

(9) Ravenscroft, Neil and Mike Stabler, 'The economic evaluation of output in public leisure services', *Leisure Studies*, No.13, E & F.M. Spoun, 1994.

二 イギリス福祉国家論

1 福祉国家の類型とイギリス

戦後の福祉国家はイギリスのベヴァリッジレポート(一九四二年)の社会保険型をモデルとしながらも、大きくはイギリス・北欧型と大陸型に始まり、八〇年代には、福祉国家の類型はエスピノーアンデルセンの次の三つの類型を中心に把握されている¹⁾。

① 社会民主主義型：スウェーデン、ノルウェー等の北欧型。脱商品化され、社会的市民権に結びつけられた国民共通の普遍的な社会的給付を意図する。財源としては一般課税であり、広範な平等主義的再配分と高水準の公的扶助給付である。

② 保守主義型：オーストリア、ドイツ、フランス等。職業活動や社会的身分に結びつけられた職業団体的社会給付を意図する。また教会による地域的保護の伝統を下地とする。財源は保険制度であり、コーポラティズム的組織と結

びつき社会政策は平等主義的目標を持たない。

③自由主義型・アメリカ、カナダ、オーストラリア等。個人々に限定された請求ないしは、貧困を証明された個人への(個別)給付を意図する。財源は個別保険ないし一般課税(貧困の場合)で、社会的再生産は市場によって設定された私的配慮に結びつけられ、国家資金の投入は制限される。

イギリスは、いわゆる福祉国家の発祥の国といわれながら、これらの中に含まれていない。それは微妙な要素を持つているからである。

(1) エスピノーアンデルセン(岡沢・宮本監訳)『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態——』ミネルヴァ書房、二〇〇一年(原典は一九九〇年)。同(渡辺雅男・景子訳)『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学——』桜井書店、二〇〇〇年五月(原典は一九九九年)。同(渡辺雅男・景子訳)『福祉国家の可能性』桜井書店、二〇〇一年一月。尚、後二者の中で、アンデルセンは、この三つの範疇に入りきらないものとして南欧や日本などの家族主義的福祉モデルをあげているが一つの類型に含めるもの

とはしていない。また、前者の中で、日本は福祉国家として途上国であり、既存の三つの類型には入りきらないとしている。この一〇年間のアンデルセンの福祉国家類型は当初の三類型から、女性や家族の位置付けを大きくした第四の家族主義的類型(地中海諸国や日本、東南アジアを含む)の比重も増して来ている。類型論研究からは魅力あるテーマである。

尚、最後の文献には、今後の福祉施策の重点の一つに「余暇論」を位置付けていることは、福祉国家論では初めてであり、本稿のテーマと連結するものであり、注目したい。

(2) 小林清一『アメリカ福祉国家体制の形成』ミネルヴァ書房、一九九九年四月。小林は、アメリカの一九三〇年代以降のニューディール政策の帰結として一九五〇年代をアメリカ福祉国家の成立と描いている。小林はここで、イギリスのベヴァリッジレポートと、その前後のイギリス労働党の福祉政策がニューディール政策によって一定の影響をうけていることを示唆している。そしてアメリカの福祉国家とヨーロッパの福祉国家との差異を次のように示している。つまり、ヨーロッパのそれが、一般的には経済(市場)の論理とそれとは異質な政治的論理(連帯の原則、「国民的一体感」)を結合することに

よって組み立てられている、つまり所得の再分配、医療の無料化、手厚い児童手当などの保障によって既存の経済構造が生み出す弊害を弱めることによって社会の正統性を創造し統合を図るのに対して、アメリカのそれは、異質なものの同質化、つまり市場機能に参与しえなかつた人々を参加可能な状態にすること、であると捉えている。

2 イギリス福祉国家の三段階

(1) ベヴァリッジレポート段階

イギリスの福祉国家は、大きく三段階の発展を遂げた。第一段階はベヴァリッジレポート(一九四二年)⁽¹⁾から一九六〇年代までである。ベヴァリッジレポートは五悪(窮乏、疾病、無知、ろうあい、無為)との戦いを正面に据えた。特に窮乏対策には公的保険の改善他、社会保険制度を實行しながら、国民の生存の保障、生活救済を目指した。保険制度は四五年に自由党のベヴァリッジ自身により具体化した。疾病対策は国民保健サービス(NHS)が四六年に労働党のベヴァンの主導によって、また無知対策は四四年に保守党のバトラーの主導によって教育改革として実現した。こうして、福祉国家政策は戦後のイギリス社会の中でい

ば超党派的に具体化され、社会権を一つ一つ具体化していった。

ところで、ベヴァリッジの意図したのは彼も依拠したケインジアン経済学の水準であった。しかしそこにはその水準を超える社会主義的要素も初期のNHSのように、幾分か含まれていた。

(2) 一九六〇年代～七五年…福祉国家の高揚と生活の質の向上

だが、六〇年代からの高度経済成長を境として、これまでのケインジアンの水準からフェビアン主義(社会民主主義)改良主義的(社会主義)的水準へ発展した。あるいは限りなくその水準を目指した自由主義型の福祉国家であった。⁽²⁾つまり、この段階でこれまでの基礎的(基礎的)生活の維持の段階から、生活のより高い段階の内容、つまり文化・芸術、環境、スポーツ・レジャーの段階までが社会権として国家、自治体の施策として拡張した。同時期日本でも主張され始めた「新しい人権」の高揚である。福祉国家の熟年期であった。⁽³⁾

(3) サッチャー以降——多国籍企業化時代と福祉国家の「危機」——

イギリスでは、五〇年代から七〇年代にかけて経済成長

の時代となり、旧植民地から大量の移民（カラードピープル）を安い労働力として主に製造部門に受け入れた。これは未だ輸出型産業の発展段階だったからである。

しかし、七〇年代以降の多国籍企業化による国内産業の空洞化⁽⁴⁾の中で、カラードピープルや民族的少数者を中心とする失業問題が主に製造部門で増加し始めた。七九年五月のサッチャー政権以降、特に八〇年代はサッチャリズムの時代と言われ、多国籍企業援助政策が摂られた。国内では産業（製造部門）が縮小し、一〇〇年前の産業革命時代には世界の工場として君臨したイギリスも八三年には製造部門が主に輸入国へ転換した。多国籍企業化が促進されたからである。これに伴い、国内の失業が拡大した。不況も手伝い、七九年には一〇〇万人だったが、サッチャー政権の中頃、八五年には三五〇万人に増加した。

八〇年代、サッチャー政権は国营企業の民営化を率先した。福祉を切り捨て、国民の貧富の格差が拡大した。教育条件を悪化させる一方で、財界の要望を受け入れながら教育内容と学校運営の競争化が促進された。その集約が八八年教育法である。八〇年代後半に国内の産業空洞化を埋めるために外国の多国籍企業を社会保障費の軽減等の厚遇で

誘致し、税収の増加のために「人頭税」の導入を画したが、結局これが命取りとなり、退陣した。

ところで、八〇年には既にOECDでは「福祉国家の危機」⁽⁵⁾が議論された。ここではますます拡大する社会保障費、福祉費の増大が国家予算を圧迫すると叫ばれた。だが、八〇年代後半には幾分沈静化し、福祉が市場かの機械的選択ではなく、いかなる福祉かに比重が移動し、九〇年代には世界的に（日本を除いて）新自由主義が批判され、再び社会民主主義が台頭した。

しかし、福祉国家の危機が主要には多国籍企業とその保護策によってもたらされているにもかかわらず、この過程で多国籍企業と関連づけて福祉国家が検討されることが余りなかった。

(1) Beveridge, William, *Social Insurance and Allied Services*, November 1942. 山田雄三監訳『ベヴァリッジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂、一九六九年。

(2) 大沢真理「社会保障政策」、『現代イギリス社会政策史』毛利健三編著、ミネルヴァ書房、一九九九年、一一

七、一二九頁。

(3) クリストファー・ピアソン『曲がり角に来た福祉国家』未来社、一九九六年。

(4) 多国籍企業化、帝国主義化については次の文献に多くを負っている。渡辺治『現代日本の帝国主義化 形成と構造』大月書店、一九九六年。渡辺治・後藤道夫『日本社会の対抗と構想』大月書店、一九九七年。サッチャリズムはイギリスの多国籍企業の代弁者であり、福祉国家を最大の敵と見なしたが、両者の関連での福祉国家論は少ない。

(5) OECD(経済協力開発機構)『福祉国家の危機——経済・社会・労働の活路を求めて——』ぎょうせい、一九八三年三月。(原典、OECD, *The Welfare State in Crisis*, 1981)

3 イギリス福祉国家内のイデオロギー

イギリス福祉国家内で、福祉に関するイデオロギーは以下のようなものである。¹⁾

①新保守主義(新自由主義)・反集団主義(anti-collectivism)とも呼ばれ、イギリスではサッチャリズムとイコールで、自由、競争、市場化、個人の尊重の一方で、平等を否定し、福祉国家を自由の抑圧と捉える。従って福祉

国家を嫌い、多くの公共事業の市場化を目指す。とはいえ、一方で国家への権限を集中する。

②伝統的保守主義・消極的集団主義(relictant-collectivism)とも呼ばれ、保守党左派の穏健派であり、伝統的に富裕な者が貧困な者を慈悲で救う道義的義務を持つというノーブレス・オブリージの思想を有する。市場化を主張するが、「市場の欠陥」を認め、緩い国家の介入を容認する。サッチャー前の戦後の保守党政府は基本的にはこの路線であり、福祉国家を一定程度支えた。

③社会民主主義(フェビアン社会主義)・改良的社会主義派であり、改良の連続から社会主義を展望する。労働党を中心とする社会民主主義であり、西欧における福祉国家の推進主体であった。平等を尊重する。

④マルクス主義・平等を尊重する。福祉国家は資本主義体制維持の隠れ蓑であり、根本的な変革は社会主義革命しかないと考えられる。しかし、新自由主義の台頭後、民主的改革の重要性も認識し始め、以前より柔軟になっている。

以上のイデオロギー形態があるが、戦後の福祉国家は自由主義型の福祉国家的類型の一端として始まった。しかしNH Sのように社会民主主義的類型をも内包していた。そ

れらは主に伝統的保守主義とフェビアン主義によって支えられた。しかし八〇年代初頭の福祉国家は一方で反集団主義であるサッチャーの新自由主義からの批判を受け、一方マルクス主義からは、その差別温存主義が批判され、いわば左右から批判された。その後の新自由主義的な自由主義型に邁進したことは先述の通りである。九七年に政権を獲得した労働党のブレア政権は、二〇〇〇年までは基本路線はサッチャー・メジャー路線を引き継ぎつつも、その後は新自由主義路線でなく、しかし社会民主主義路線でもない、「第三の道」を宣言した。これは社会学者アンソニー・ギデンズの同名の著作を含む一連の思考の影響だと言われているが、その著書を含めて、政策的否方向の具体像は未だ不鮮明だと指摘されている。

(1) ヴィイク・ジョージ、ポール・ワイルディング『イデオロギーと社会福祉』勁草書房、一九八九年(原著一七八五年)。

(2) アンソニー・ギデンズ『第三の道—効率と公正の新たな同盟—』日本経済新聞社、一九九九年。原著 Giddens, Anthony, *The Third Way*, Polity Press, 1998.

三 スポーツ政策と予算

こうした中で、イギリスのスポーツ政策は一九六五年以降、発展した⁽¹⁾。

1 一九六〇年代のスポーツ政策⁽¹⁾

ウォルフエンデンレポート(一九六〇年)がきっかけとなつて、やや間が開いたがスポーツカウンシルが六五年にスポーツ大臣の諮問機関として発足した。諮問機関であることから、今後のスポーツ政策の基礎資料として、スポーツ施設他の実態把握の調査を多く行い、六八年には対人口比でのスポーツ施設設置基準である『スポーツ計画』⁽²⁾を公表した。

一方、欧州審議会(Council of Europe)では既に、西欧の福祉国家のスポーツ政策を反映して六六年に「スポーツ・フォー・オール」をスローガン化しており、イギリスも遅ればせながらそれらに参加し始めた。

(1) イギリスのスポーツ政策の詳細は以下を参照。内海和雄「スポーツ—福祉か営利か—イギリスにおけるスポーツ政策研究の動向」『スポーツは誰のために—二世

表1 施設建設の実態

	スポーツセンター	プール
1946~59		2
1960~69		166
1970/71	12	440
1970~77		394
1974/75	137	190
1981(72の目標数)	759	857
1980/81(到達数)	461	964
(到達率)	61%	112%
1983~88		144
1988(82の目標数)	800	
1988(到達数)	650(81%)	

紀への展望」関、唐木編、大修館書店、一九九五年。内海和雄「イギリススポーツ政策研究 I、II」『人文科学研究所』33、34「一橋大学研究年報、一九九六、一九九七年。内海和雄「イギリスの地方自治体のスポーツ行政」『人文科学研究所』36「一橋大学研究年報、一九九九年。

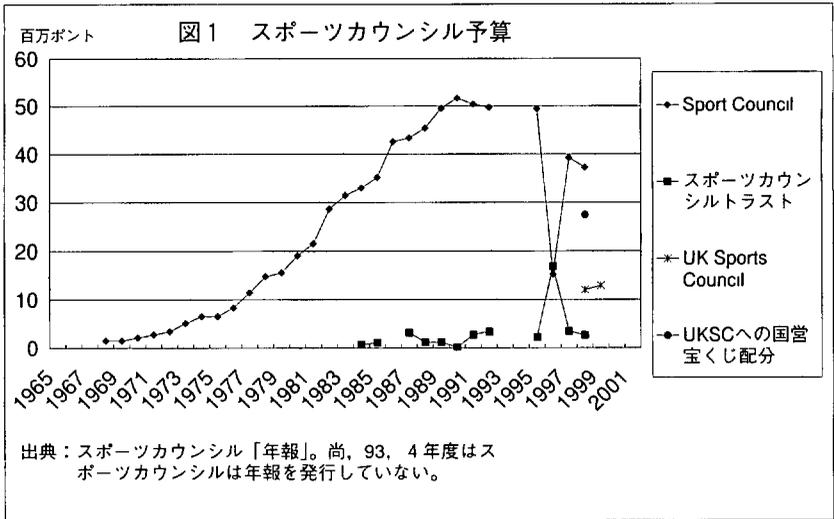
(2) これは一九七二年の日本の文部省保健体育審議会答申の施設設置基準の参考資料の一つとなったものである。

2 七〇年代のスポーツ政策と予算

七二年にスポーツカウンシルは執行機関となり、政策策定、予算執行権を有することになった。そして政策の象徴として「スポーツ・フォー・オール」を遅ればせながら採用した。七四年に自治体統合があり、スポーツ施設建設には有利に働いた。そして七四／七五年度の自治体のスポーツ施設建設は表1のように急増した。ともあれ、スポーツの前提であり、イギリススポーツに絶対的に不足していた施設建設を促進した。

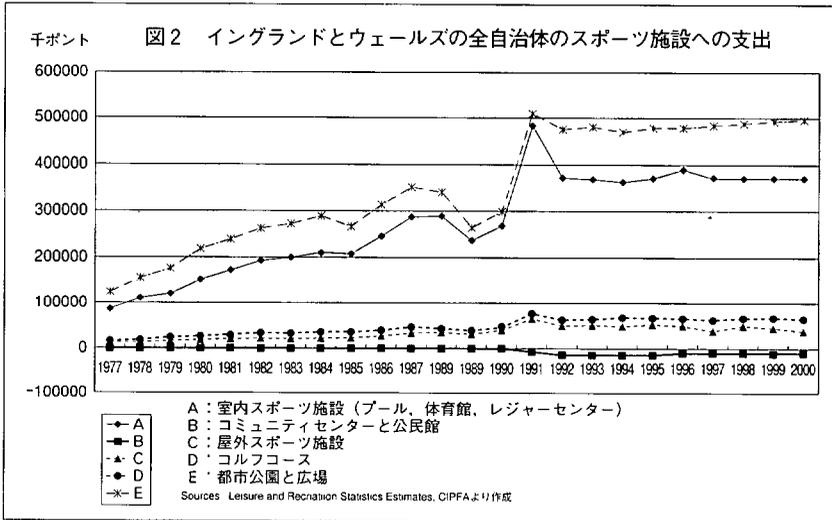
七五年には環境省から政府としての初めてのスポーツ白書「スポーツとレクリエーション」が提起された。これは対保守党に僅差で獲得した労働党政権が早急に不安定化する可能性を讀んで、スポーツ大臣D・ハウエルが中心となつてまとめたものであり、イギリス版のスポーツ権保障の文書である。しかし翌年の七六年は国際通貨基金(IMF)からの借款をせざるを得ないほどにイギリス経済は停滞していた。この借款は福祉経費削減を条件とした。したがって、イギリス福祉国家は八〇年代のサッチャリズムの到来を待たずして、この時点で終焉したという説もあるが、福祉国家の内部で遅れた分野であるスポーツは必ずしも大

(11) イギリス福祉国家とスポーツ政策



きな削減を受けたわけでもなかった。その背後には二つの大きな理由があった。一つは、七〇年代中頃から深刻化していた都市問題への対応がある。五〇年代、六〇年代の高度成長時代に移民として受け入れたカラードビープルの多くが、都市のスラム街に住んだ。しかし不況になると、彼らばかりでなく、下層の人々の住むそのスラムは都市問題の温床となった。そうした都市問題への対応にスポーツが活用され始めたからである。この辺りから「スポーツのための社会政策から、社会政策のためのスポーツ」として社会統合の手段化の傾向を強めた。もう一つは、欧州審議会で「ヨーロッパ スポーツ・フォー・オール憲章」が七〇年代初頭から議論され、七五年のスポーツ大臣会議、そして七六年には総会で採択された。それはユネスコにも影響し、七八年には国連総会で「体育・スポーツ国際憲章」が採択された。両者共に、人々のスポーツ享受は基本的権利であると宣言したが、こうした動向がイギリスのスポーツ政策をも規定していたからである。

図1はスポーツカウンシルの予算である。六八年には約二〇〇万ポンドであったが、八〇年には二千万ポンドにまで上昇した。七〇年代はスポーツ施設建設の時代であった



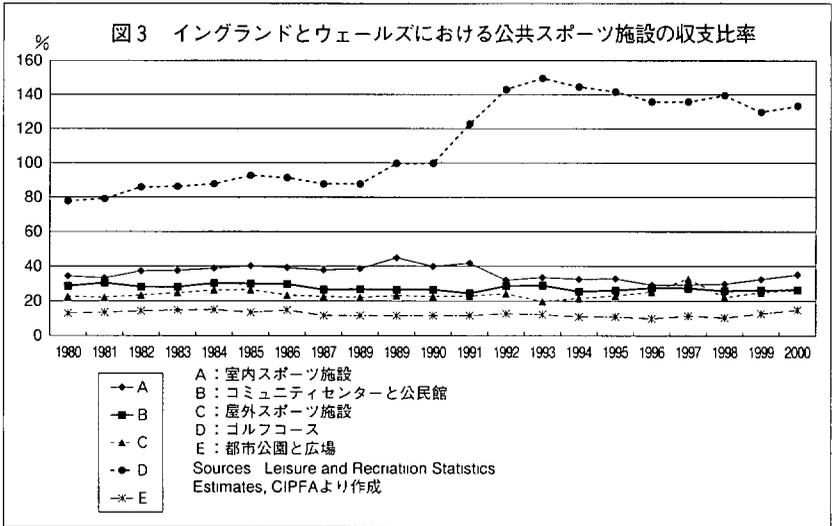
が、スポーツカウンシル予算もこの一〇年間で一〇倍となった。

同じく図2はイングランドとウェールズの全自治体のスポーツ予算である。このうち最も多いのは「都市公園と広場」であり八〇年には二億二千万ポンドであり、次いで「室内スポーツ施設費」の一億五千万ポンドである。次いで、「コミュニティセンターや公民館」は二千七百万ポンド、そして「屋外スポーツ施設費」の二千万ポンドとなっている。「ゴルフコース」は極めて少なく、九〇年度からは利潤を生んでいる。

資料的制約から、七〇年代中盤までが不明であるが、七〇年代には一貫して増加してきたであろうことが推測される。

3 一九八〇年代のスポーツ政策と予算

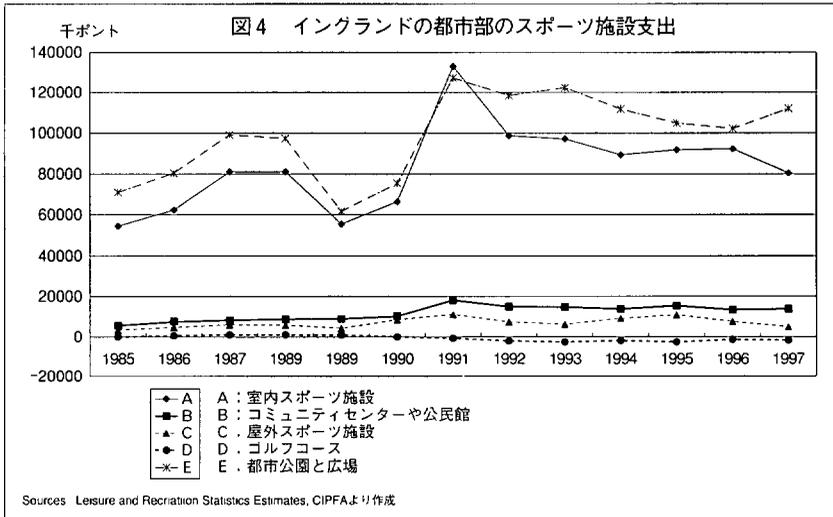
八〇年代はサッチャリズムの時代である。新自由主義を真正面に掲げ、福祉を最大の悪として対峙した。市場化、自由、個人主義、平等否定を是として、「改革」を推進した。従って、七〇年代の後半に約一〇〇万人の失業者が、八五年辺りには三五〇万人及んだ。これにより、皮肉にも失業保障費の増大で社会保障費全体はカットできなかつた。⁽¹⁾



八一年の都市暴動はこの間の階層格差拡大と一層の失業増加の鬱憤が爆発したものである。それ以降、失業者も含めた社会的弱者（失業者、民族的少数者、女性、障害者、学校卒業生等）をターゲットグループとして、しかも地域の失業者のうちスポーツ指導能力を有する者をコーチとして採用（一年ごとの三年間雇用）する「アクションスポーツ」プロジェクトが多くの自治体で推奨された。ここにも政府の資金が投入された。

七〇年代を施設建設の時代とすれば、八〇年代は都市問題対策もあり、地域住民へのスポーツの参加促進策が進められ、そのための指導者養成の時代となった。八三年には全国コーチング協会（NCF）も設けられた。

八〇年のモスクワオリンピックボイコット問題以降、サッチャー政権のスポーツ政策への介入が強化された。政府の直接的な介入を排除するために特殊法人のスポーツカウンシルを六五年に設立したが、この八〇年辺りから、矛盾が激しくなった。これまで、身体レクリエーション中央評議会（CCPR）等の「民間」にも依存した政策づくりを推進してきたが、ここに来て、スポーツカウンシルの政策能力の強化と環境省スポーツ・レクリエーション局（S



ARD)によるそれへの介入の強化によって、民間の介入をあまり好まなくなっていた。ともあれ、図1のように、スポーツカウンシルの予算は八一年の二千万ポンドから九一年の五千三百万ポンドまで二・六倍に増加した。

一方、地方自治体では労働党の進展もあり、これが自治体のスポーツ・レジャー政策の進展を支えた。これは図2のように八〇年代の終盤に一時期停滞したが、ほぼ一貫して上昇した。この停滞は、九一年度からの強制競争入札の導入に対処するために自治体が挙げて財政の引き締めを行ったためと考えられる。八一年の「都市公園と広場」は約二億五千万ポンドから九一年の五億ポンドに上昇した。

この「回復」は九一年の総選挙対策として中央政府からの自治体への規制緩和と考えられる。しかし九〇年代のそのレベルでの停滞は強制競争入札の導入による自治体支出の抑制である。そして八〇年代のイングランドとウェールズの全自治体のスポーツ施設の収支比率を見ると(図3)、「ゴルフコース」が八〇〜一〇〇%である他は、二〇〜四〇%の間を変動し、「都市公園と広場」は一〇〜二〇%の間であった。

八〇年代後半の自治体は、学校の「不要地」の売却を迫

(15) イギリス福祉国家とスポーツ政策

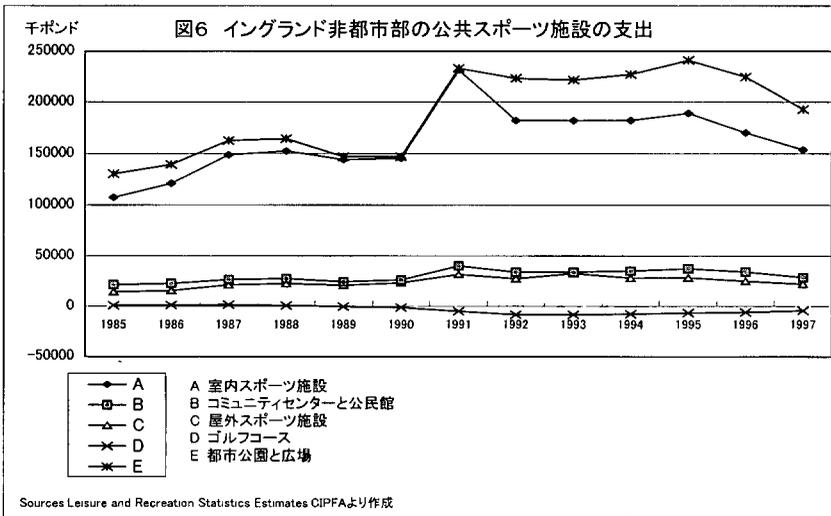
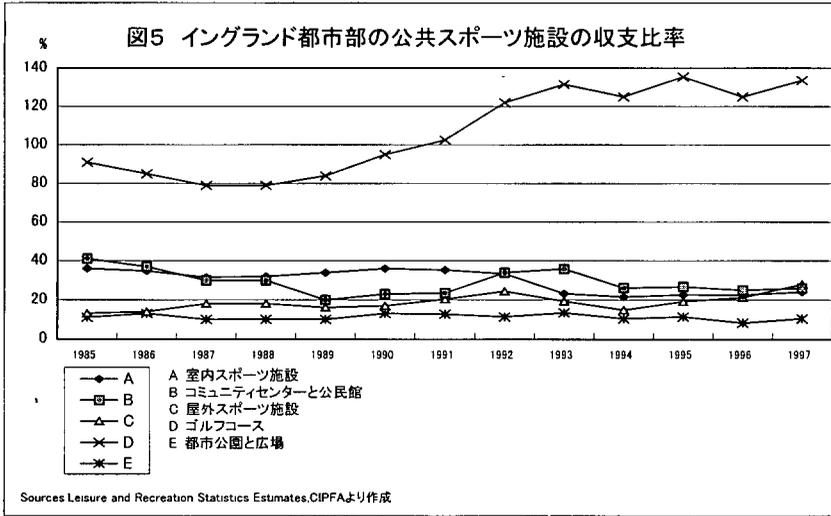
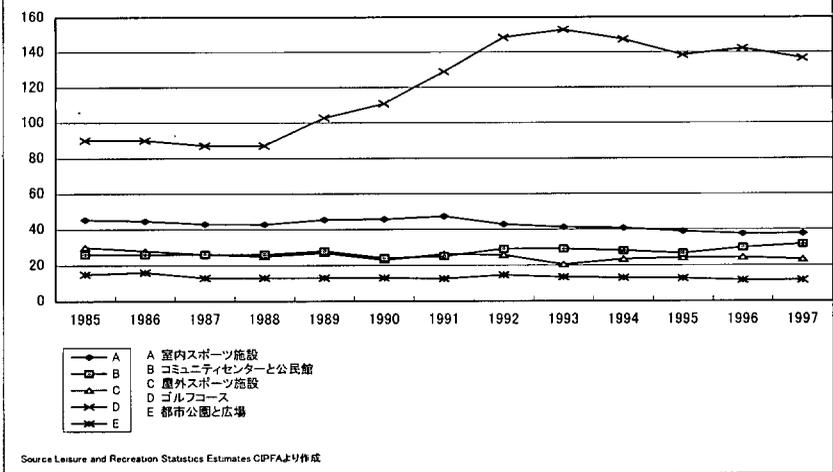


図7 イングランド非都市部の公共スポーツ施設の収支比率



られて、スポーツグラウンドが減少したが、一方で「都市プログラム支援金」などを受けたため、スポーツカウンシルからの財政よりも重要な位置を占める自治体もあった。イングランド都市部を見たのが図4、5である。図4は八〇年代の後半である。八八〜九〇年の落ち込みは全体と同様であるが、上昇し、同じく図5のようにスポーツ施設の収支比率も「ゴルフコース」の八〇%以上を除くと、すべて四〇%以下である。イングランド非都市部のそれも図6、7のように、同様な傾向を示している。

八〇年代のスポーツ政策と予算の概要は以上であるが、「スポーツ・フォー・オール」を掲げてはいたが、新自由主義的政策の中で格差を拡大し、主な享受者は中産階級の白人層であり、先の社会的弱者はあまり恩恵にあずかれなかった。⁽²⁾

(1) 毛利健三、『イギリス福祉国家の研究』、東京大学出版会、一九九〇年、毛利健三編『現代イギリス社会政策史』、ミネルヴァ書房、一九九九年。

(2) McIntosh, P.C., et al., *The impact of sport for all policy 1966-1984, and a way forward*, The Sports

4 一九九〇年代のスポーツ政策と予算

八八年の教育法は企業の意向を前面に出した、新自由主義的政策の典型である。全国統一のナショナルカリキュラムを組み、一五歳時の全国テストを一覧表（リーグテーブル）で公開し、学校間の競争を煽る政策である。この中で、体育科の教育内容として、ダンス等の教材や男女混合の教育方法等はいわば労働党系教員の「軟弱」化路線であるとして、右傾へのイデオロギー強化と結合した伝統的な種目（サッカー、ラグビー、クリケット、テニスなどのスポーツ）が強調され、対抗が激化した改革であった。

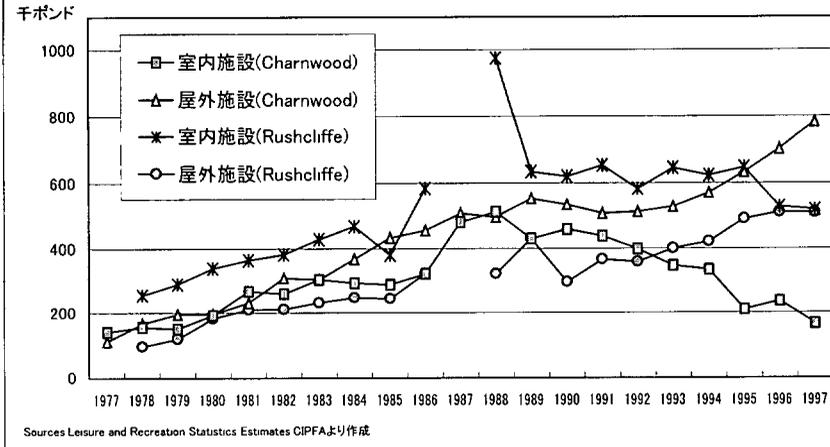
九五年にはメジャー首相の肝いりで、スポーツでも強いイギリスの復活を目指して、『スポーツ・ゲームを盛り上げよう』(Sport: Raising the Game) が主要なスポーツ所管庁である国民文化遺産省から提起された。九四年から国営宝くじ (National Lottery) が実行され、その収益金の配分を意識してのものであった。そして、その額は九七年ではスポーツイングランド（イングリッシュユーススポーツカウンスル）だけでも三億ポンド、同年のスポーツカウンスル

ル予算の四千万ポンドの実に七倍強の補助金が、大衆化と高度化の両面で提供された。この国営宝くじは購買者の多くが低所得層であり、その彼らからの税金の二重取りだと批判もある。

九七年度からスポーツカウンスル制度が改変された。これまでスコットランド、北アイルランドそしてウェールズにスポーツカウンスルがあったが、イングランドのそれはブリテン全体を兼ねていた。それを分離し、イングランドスポーツカウンスル（スポーツイングランド）とUKスポーツカウンスルに分離させた。前者は他の三者と同様にそれぞれの地域を対象に競技スポーツと青少年のスポーツに責任を持ち、その他の大衆的スポーツはすべて地方自治体に任ずようになった。後者は国際的事項に責任を持つようになった

さて、自治体業務は、九二年度から強制競争入札 (CC T) に掛けられ、民営化を迫られた。その証が、図2のように、九〇年代に入って自治体のスポーツ支出は殆ど伸びなくなった。「都市公園と広場」にしても九〇年代は五億ポンド弱で停滞し、「室内スポーツ施設」は四億ポンド弱で同じく停滞である。この中で、図3は九〇年代のインダ

図8 チャーンウッド郡とラッシュクリフ郡の公共スポーツ支出



ランドとウェールズの全自治体のスポーツ施設の収支比率であるが、九一年以降、「ゴルフコース」は絶対額は大きくないが利潤を上げている。他方、「室内スポーツ施設」はこれまでの四〇%前後から三〇%前後へ低下し、「コミュニティセンターや公民館」そして「屋外スポーツ施設」は約三〇%でこの二〇年間不変である。そして「都市公園と広場」も一貫して一〇%程度であり、自治体が大きく負担している割合は変わらない。

イングランドの都市部と非都市部の比較では、図4の九〇年代の支出は九一年を頂点にその後一貫して低下しているが、非都市部ではほぼ横這い状態であるといえる。ともあれ図5と図7の様にそれぞれの収支比率は歴史的に大きな変動はない。

5 自治体の予算

チャーンウッド郡とラッシュクリフ郡はそれぞれイングランドの中部のレスター県とノッティンガム県にある自治体であり、人口一五・五万人と一〇万人程度で隣り合っている。地域的には農村部と居住区が混在して、非都市部の典型的な地域と考えられる。

両地区ともスポーツが盛んで、政治的には長い間保守党

の強い地区であるが、スポーツ行政では共通する面と若干異なる面がある。八〇年代一杯まで両群共にはほぼ同じ予算規模で推移してきた。室内施設が屋外施設よりも若干多く、上昇を続けてきた。(図8)そしてそれは九〇年代に入っても同様である。しかし、チャーンウッド郡は八九年から室内スポーツ施設(体育館・温水プール)を強制競争入札によって民間企業に管理運営を委託した。そのために自治体支出が八九年から九〇年代は大きく減少してきた。一方、ラッシュクリフ郡は全て自治体の直営方式であり、九〇年代に入っても、一貫して室内、屋外スポーツ施設共にその支出は上昇している。特に八七年の室内は一〇〇万ポンドに上った。これは室内ボウルズ場を建設したためである。

いずれにしても隣接した同規模の自治体でもこのように異なる運営が成されており、その住民への影響などは今後の研究対象である。

結語

以上の内容をイギリス福祉国家論との関連で、その特徴点をいくつかまとめておく。

①「スポーツ・フォー・オール」は福祉国家の第二段階

でその構成要素として、国民の権利として確立した。まさに福祉国家のスポーツ版が「スポーツ・フォー・オール」である。これは西ヨーロッパにおける動向の一環でもあった。

②「スポーツ・フォー・オール」の最初の課題はその前提とも言うべき施設建設であった。そして八〇年代に入ると社会的階層の格差拡大の中で、都市問題対策として、スポーツが社会政策の「手段」として位置付けられ始めた。そしてスポーツ指導者の養成が重視された。この間、サッチャリズムによる福祉削減の中でも、スポーツ予算は国も自治体も一貫して上昇していた。

③九〇年代に入ると、スポーツカウンシルの予算は上昇したが、新自由主義的な自治体政策の典型である自治体業務の強制競争入札が始まり、また、国からの補助金の削減も厳しくなる中で、スポーツ予算は停滞ないし削減された。そして一方で民営化された施設での使用料のアップや施設によっては倒産による機能停止も生じた。

④こうした予算削減は九四年から始まった国営宝くじの配分がカバーした。それによってスポーツ施策はかなり潤っているのも事実である。

⑤この間、施設の収支比率は八〇年代と大きく変わっていない。前項のように自治体の支出の絶対額は低下しているが、収支比率は低下も上昇もしていないことの原因は別途究明される必要がある。

⑥以上が、イギリスの「スポーツ・フォー・オール」政策の予算面から見た特徴であるが、こうした実態の一方で、商業資本によるスポーツ進出と公共スポーツ政策の民営化

があり、冒頭のような「スポーツ提供は公共か民間か」という論争の背景となっている。

以上のような実態を踏まえながら、スポーツの公共と市場をめぐる論議は、スポーツの権利・公共性の理念論の深めと同じに、公共責任の実態、そしてスポーツの市場化の実態とが噛み合わされて、今後論じられるべきである。

(一橋大学大学院社会学研究科教授)